

「平成20年度診療報酬改定における主要改定項目について(案)」

(1月30日：中医協総会資料から)

4月改定にむけて検討をすすめている中医協は、1月30日、「主要改定項目」をまとめた。点数や運用は2月中旬の答申、3月の通知で明らかにされる。

歯科疾患の指導管理体系の見直し

第1 基本的な考え方

- 1 現行の歯科診療における指導管理については、初診時における総合的な治療計画の立案と一連の治療終了後の継続的管理を除き、疾患別の指導管理体系となっている。しかしながら、実際の歯科治療においては、口腔を一単位として考え、口腔全体の治療計画の立案や指導管理が実践されている。
- 2 このような歯科医療の特性を踏まえて、口腔全体や歯科疾患の継続管理を含めた歯科診療に係る指導管理体系や患者から見て分かりやすい指導管理体系を構築するため、現行の指導管理体系の見直しを行う。

第2 具体的な内容

- 1 現行の歯科疾患総合指導料、歯科口腔衛生指導料、歯周疾患指導管理料、歯科疾患継続指導料及び歯科疾患継続管理診断料を廃止する。
- 2 口腔を一単位としてとらえ、患者との協働により、う蝕、歯肉炎、歯周病及び歯の欠損等継続的な口腔管理が必要な歯科疾患の治療に加えて、再発防止・重症化予防のための継続管理を新たに評価する。

歯科疾患総合指導料 (130点・110点) 歯科口腔衛生指導料 (100点) 歯周疾患指導管理料 (100点) 歯科疾患継続指導料 (120点) 歯科疾患継続管理診断料 (100点)	→	歯科疾患管理料 (仮称) 初回 〇〇〇点 2回目以降 〇〇〇点
---	---	---------------------------------------

機械的歯面清掃加算 (3月に1回80点) う蝕多発傾向者のみ ・フッ化物局所応用加算 (80点) ・フッ化物洗口加算 (40点)	→	機械的歯面清掃加算 (2月に1回〇〇〇点) う蝕多発傾向者のみ ・フッ化物局所応用加算 (〇〇〇点) ・フッ化物洗口加算 (〇〇〇点)
--	---	---

(新) 歯科疾患管理料 (仮称) (月1回)	
初回	〇〇〇点
2回目以降	〇〇〇点

- [算定要件]
- 1 う蝕、歯肉炎、歯周病及び歯の欠損等継続的な口腔管理が必要な患者を対象とする
 - 2 患者又はその家族の同意を得て、管理計画書を作成し、その内容について説明を行い、管理計画書を提出した場合に算定する。なお、1回目の管理計画書の提供は、初診日から起算して1月以内に行う
 - 3 管理計画書には、患者の基本情報(全身の状態、基礎疾患の有無、服薬状況等)、口腔内の状態(プラークや歯石の付着状況、歯や歯肉の状態等)、必要に応じて実施した検査結果の要点(エックス線検査及び歯周検査等)、歯や口の病気と関連のある患者の生活習慣と改善目標及び治療予定の内容等を記載する

有床義歯の指導・調整等の見直し

第1 基本的な考え方

- 1 新たに製作された有床義歯(入れ歯)や既に製作された有床義歯の調整・指導については、「有床義歯の調整・指導のガイドライン」を参考に、新製義歯指導料、新製義歯調整料及び有床義歯調整料を算定できることとなっている。
- 2 今般、日本歯科医学会において、口腔機能の維持を主眼とした有床義歯の長期的管理の考え方が取り入れられる等、「有床義歯の管理」に係る指

針の見直しが行われたことから、有床義歯の管理体系の見直しを行う。

第2 具体的な内容

- 1 新たに製作された有床義歯について、現行の新製義歯指導料と新製義歯調整料を新製有床義歯管理料として一体的に評価し、口腔内への調和を目的として行った有床義歯管理(調整・指導)を新たに評価する。なお、総義歯等の咬合機能の回復が困難な症例については、新製有床義歯管理料(仮称)の加算を創設する。

(新) 新製有床義歯管理料 (仮称) (1口腔につき、月2回) 〇〇〇点	
【現行】	【改正案】
新製義歯指導料(100点)	→ 新製有床義歯管理料(仮称) 〇〇〇点
新製義歯調整料(120点)	(困難加算 月2回 〇〇〇点)

- [算定要件]
- 1 新たに製作した有床義歯の装着後1月以内に当該有床義歯を制作した保険医療機関において、当該有床義歯の適合性等について検査を行い、併せて患者等に対して取扱い、保存、清掃方法等について必要な指導を行った上で、その内容を文書により提供した場合に2回に限り算定する
 - 2 有床義歯の装着後1月を超え3月以内の期間において、口腔機能の回復を目的として行った有床義歯管理(調整・指導)の評価を新設する。なお、総義歯等の咬合機能の回復が困難な症例について、有床義歯管理料(仮称)の加算として評価する。

(新) 有床義歯管理料 (仮称) 〇〇〇点 (1口腔につき、月1回)	
【現行】	【改正案】
有床義歯調整料(60点)	→ 有床義歯管理料(仮称) 〇〇〇点
(困難加算 月1回 40点)	(困難加算 月1回 〇〇点)

- [算定要件]
- 1 有床義歯の離脱・疼痛、嘔吐感・嚥下時痛等の症状の有無に応じて検査を行い、併せて患者に対して義歯の状態を説明し、義歯に係る管理を行った場合に月1回算定する
 - 2 別の保険医療機関で製作した有床義歯の管理については、装着後1月以内であっても有床義歯管理料(仮称)により算定する
 - 3 有床義歯の装着の日が属する月から起算して3月を超え1年以内の期間における口腔機能の維持を目的として行った義歯の管理(調整・指導)の評価を新設する。なお、総義歯等の咬合機能の回復が困難な症例について、有床義歯長期管理料(仮称)の加算として新規に評価する。

(新) 有床義歯長期管理料 (仮称) (1口腔につき、月1回) 〇〇〇点	
【現行】	【改正案】
有床義歯調整料(60点)	→ 有床義歯長期管理料(仮称) 〇〇〇点
(困難加算 月1回 40点)	(困難加算 月1回 〇〇点)

- [算定要件]
- 1 有床義歯の装着の日を含む月から起算して3月を超え1年以内の期間において、義歯を長期的に使用するために必要な管理を行った場合に月1回算定する
 - 2 対象となる有床義歯を製作した保険医療機関においてのみ、算定できる

歯周疾患の治療体系の見直し

第1 基本的な考え方

- 1 今般の日本歯科医学会における歯周病に係る指針の見直しを踏まえ、歯周病の治療体系の見直しを行う。
- 2 具体的には、現行の「歯科疾患継続管理診断料」及び「歯科疾患継続指